



平成 28 年度

公 募 要 領

ナショナルバイオリソースプロジェクト

平成 28 年 6 月

バイオバンク事業部 基盤研究課
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

本事業では、4月14日（木）以降の熊本県熊本地方を震源とする地震の被害状況を踏まえ、被災された研究機関、研究者の方で本事業への応募に何らかの支障がある場合には、個別に対応させていただきます。公募〆切の6月30日（木）正午までに下記連絡先まで予めご一報ください。

※被災地域における救護などの理由で応募、申請に影響が出る場合もご相談いただけます。

<連絡先>

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

バイオバンク事業部 基盤研究課

ナショナルバイオリソースプロジェクト担当

E-mail: national-bioresource@amed.go.jp

TEL: 03-6870-2228

目次

I	はじめに	1
1.	ナショナルバイオリソースプロジェクトについて	1
1-1.	事業概要	1
2.	事業実施体制等について	1
2-1.	事業実施体制	1
2-2.	代表機関と分担機関の役割	1
II	公募内容	3
1.	スケジュール	3
1-1.	公募期間	3
1-2.	審査スケジュール	3
2.	実施予定額	3
3.	対象となる公募課題	3
3-1.	ゲノム情報等整備プログラム	3
3-2.	基盤技術整備プログラム	5
3-3.	情報センター整備プログラム	5
4.	課題の規模等	7
4-1.	課題経費	7
4-2.	課題実施予定期間	7
III	応募に関する諸条件等	8
1.	本事業の応募資格者	8
2.	応募に当たっての留意事項	9
2-1.	所属研究機関に対する研究費の管理体制に関する調査への協力について	9
2-2.	研究費の不正使用・不正受給への対応について	9
2-3.	研究活動の不正行為への対応について	11
2-4.	研究機関における管理監査体制・不正行為等への対応について	14
2-5.	研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について	14
IV	研究開発提案書等の作成及び提出方法	17
1.	応募に必要な書類様式とその入手方法	17
1-1.	応募に必要な書類一式	17
1-2.	様式の入手方法	17
2.	提案書類の作成上の注意点	17
2-1.	基本事項	17
2-2.	省令・倫理指針等の順守	18
2-3.	課題提案に対する機関の承認	18
2-4.	課題提案内容の調整	18
2-5.	対象外となる提案について	18
3.	動物実験等の実施に関する基本指針に基づく自己点検・評価結果	18
4.	e-Rad による提案書類の提出方法について	18
5.	応募書類等に含まれる情報の取扱い	21
5-1.	情報の利用目的	21
5-2.	必要な情報公開・情報提供等	21

V	事前評価の実施方法	23
1.	評価方法.....	23
2.	事前評価における評価項目と観点	23
VI	補助事業の交付申請	27
1.	交付の申請手続	27
1-1.	契約条件等.....	27
1-2.	「実施機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について 27	
1-3.	「実施機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己 評価チェックリスト」の提出について	27
1-4.	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について	28
1-5.	補助対象経費の額の確定等について	28
1-6.	補助対象経費の繰越について	28
2.	補助対象経費の執行について.....	29
2-1.	補助金の予算費目	29
2-2.	補助対象経費の計上.....	29
2-3.	補助対象経費の支払い	29
2-4.	費目間流用について	29
3.	研究機関の責務等について	30
3-1.	法令の遵守	30
3-2.	研究開発費の管理責任	30
3-3.	体制整備に関する対応	30
3-4.	不正防止に関する措置	30
4.	本課題の研究活動に参画する研究者の責務等について	30
4-1.	補助対象経費の公正且つ適正な執行について	30
4-2.	応募における手続等	30
4-3.	研究倫理教育プログラムの履修・修了	31
5.	採択後交付決定までの留意点	31
VII	採択課題の管理と評価	32
1.	課題管理.....	32
2.	評価	32
VIII	研究成果の取扱い	33
1.	「補助事業成果報告書」の提出	33
4.	事業成果のオープンアクセスの確保	33
IX	取得物品の取扱い	34
1.	所有権	34
2.	研究終了後の設備備品等の取扱い.....	34
3.	放射性廃棄物等の処分	34
X	その他	35
1.	研究設備・機器の共用促進に係る事項	35
2.	博士課程（後期）学生の処遇の改善について	35

3. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	36
4. 「国民との科学・技術対話」の推進について	37
5. 健康危険情報について	37
6. 政府研究開発データベース入力のための情報	37
7. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力について	38
8. 知的財産推進計画に係る対応について	38
9. リサーチツール特許の使用の円滑化について	39
10. AMED 知財コンサルタント担当課室等による知財戦略立案の支援等について	39
11. 創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援について	40
12. 薬事戦略相談について	40
XI 照会先一覧.....	41
参考資料 1 中核的拠点整備プログラム課題一覧	42
参考資料 2 プログラムの実施体制イメージ図	44
参考資料 3 ゲノム情報等整備プログラム 業務の流れ	44

I はじめに

本公募要領に含まれる課題は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が実施するナショナルバイオリソースプロジェクト（以下「NBRP」という。）の課題です。

1. ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

1-1. 事業概要

NBRPは、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となるバイオリソース（動物、植物等）について収集・保存・提供を行うとともに、バイオリソースの質の向上を目指し、保存技術等の開発、ゲノム等解析によるバイオリソースの付加価値向上により時代の要請に応えたバイオリソースの整備を行うものです。また、バイオリソースの所在情報等を提供する情報センター機能を強化することとしています。

NBRPでは、上記の目的に適った収集・保存・提供や技術開発等を行うため、（１）中核的拠点整備プログラム、（２）ゲノム情報等整備プログラム、（３）基盤技術整備プログラム、（４）情報センター整備プログラムの４つのプログラムを設け、各プログラムが連携を図りつつ実施することとしています。

2. 事業実施体制等について

2-1. 事業実施体制

医療分野研究開発推進計画に基づき、競争的資金の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくための円滑な実施を図るため、プログラムスーパーバイザー（以下、「PS」という。）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という。）等を研究事業内に配置します。

PS及びPO等は、本事業全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、必要な指導・助言等を行います。また、研究機関及び研究者は、PS及びPO等に協力する義務を負います。PS及びPO等による指導、助言等を踏まえ、必要に応じ計画の見直し、変更、中止、各課題の実施体制の変更等を求めることがあります。

中核的拠点整備プログラム及び情報センター整備プログラムの各研究開発課題については、「課題評価委員会」による中間評価が実施されます。中間評価の結果により、必要に応じ計画の見直し、変更、中止、各課題の実施体制の変更等を求めることがあります。さらに、事業最終年度に事後評価を行います。

2-2. 代表機関と分担機関の役割

本事業において、「代表機関」及び必要に応じて「分担機関」が課題を実施します。

（a）「代表機関」とはNBRPにおいて、課題の遂行（成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を負う機関（１機関）を「代表機関」とします。

- (b) 中核的拠点整備プログラムについては「代表機関」が「中核機関」となります。
- (c) プログラムの実施に当たって特別な理由がある場合は、代表機関以外にその補完的機能を分担する機関（以下「分担機関」という。）を設けることができます。ただし、プログラムの実施に当たっては、代表機関は分担機関の事業に対しても責任を負います。

II 公募内容

1. スケジュール

1-1. 公募期間

平成 28 年 6 月 8 日（水）～平成 28 年 6 月 30 日（木）正午（厳守）※^{1, 2}

※1 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という）への登録において行う作業については、e-Rad の利用可能時間帯のみですご注意ください。詳細は「IV 4. e-Rad による提案書類の提出方法について」（p.18）をご覧ください。

※2 全ての研究開発提案書等について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんのでご注意ください。

1-2. 審査スケジュール

(1) 提案書類の提出期間：平成 28 年 6 月 8 日（水）～6 月 30 日（木）正午

(2) 書面審査：平成 28 年 7 月中旬（予定）

(3) ヒアリング審査：平成 28 年 8 月上旬（予定）※^{3, 4}

(4) 採択可否の通知：平成 28 年 8 月下旬（予定）※⁵

※3 ヒアリング審査対象課題は提案書に記載された「代表機関課題管理者又は事務担当者」の連絡先に、ヒアリング審査の 1 週間前までに E メールにて御連絡します。

※4 ヒアリング審査対象課題の「代表機関課題管理者」に対して、書面審査の過程で生じた照会事項を、必要により E メールで送付いたします。当該照会事項に対する回答については、ヒアリング審査に先立ち、照会時に AMED が指定する期日までに事務局宛に E メールで送付してください。

※5 採択対象となった課題の「代表機関課題管理者」に対しては、ヒアリング審査結果を踏まえた計画の修正を求めたり、条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。

2. 実施予定額

実施予定額は事前評価の結果等により、額が査定されることがあります。また事業外の資金確保状況（見込み）も踏まえて計画を立ててください。ただし、採択後において各年度の予算の状況により配分額に変動が生じる可能性があります。なお、必要に応じて、審査の段階で事務局から積算内容について意見聴取等を行うことがあります。

3. 対象となる公募課題

3-1. ゲノム情報等整備プログラム

ゲノム情報等整備プログラムは、バイオリソースのゲノム配列や cDNA 等の遺伝子情報を解析することにより、バイオリソースの付加価値を高め、我が国のバイオリソースの独自性・先導性を高めることを目的としてゲノム解析等を行うものです。なお、本プログラムは、中核的拠点整備プログラム※⁶で選定された生物種等を対象にします。ただし、標準的な系統（性質が十分解析されており、実験使用に当たって再現性が保証されているもの）の全ゲノム配列の決定及びリシーケンスを対象とし、cDNA、ライブラリ

一等の整備は対象外となります。なお、標準的な系統の全ゲノム配列の決定が終了している場合は、それに類する重要な系統も対象とします。

※6 中核的拠点整備プログラムは、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要な生物種等であって、我が国独自の優れたバイオリソースとなる可能性を有する生物種等について収集・保存・提供を行う拠点を整備するものです。（採択課題は決定済みです。参考資料 1「中核的拠点整備プログラム課題一覧」(p42)を参照してください。)

①本プログラムの実施体制については、参考資料 2「プログラムの実施体制イメージ図」(p44)を参照してください。なお、実施機関の構成については以下の(ア)～(ウ)の場合があります。

- (ア) 当該生物種等の中核機関が単独で実施する場合
- (イ) 中核機関と中核機関以外の機関（分担機関を含む）が共同で実施する場合
- (ウ) 中核機関以外の機関（分担機関を含む）が単独又は共同で実施する場合

ただし、当該生物種等の中核機関以外の機関（分担機関を含む）が実施する場合は、中核機関及び研究者コミュニティのニーズを把握し、中核機関と密接に連携してプログラムの課題を実施する必要があります。

②本プログラムは、中核的拠点整備プログラムにおいて収集・保存・提供するバイオリソースについて、さらに質を向上させ世界最高水準の優れたバイオリソースとするため、系統・特性情報、ゲノム配列や c D N A 等の遺伝子情報及びライブラリー等のゲノムリソース等を整備するものです。このため、本プログラムの課題については、以下の(ア)～(ウ)のすべての要件を満たすもので、当該課題の実施期間内に具体的な成果が得られる提案とします（本プログラムの業務の流れは、参考資料 3「ゲノム情報等整備プログラム業務の流れ」(p45)）。

- (ア) N B R P に貢献するために、本プログラムにより産出された情報を当該生物種等の中核機関及び情報センターに速やかに提供するとともに、当該課題終了後、原則として 1 年以内（平成 30 年 3 月 31 日まで）に中核機関及び情報センターを通じて公開し、研究者コミュニティに速やかにかつ円滑に提供すること。
- (イ) バイオリソースの独自性の確保及び先導的情報の整備を目的とする課題においては、利用される研究分野及び利用されるバイオリソースの系統数・遺伝子数等の具体的な数量が明らかなこと。
- (ウ) ゲノム解析等の実施に当たっては、優れたゲノム解析能力と精度及び解析数の費用対効果について十分な実績があり、体制・設備が既に整備されていること。

③ 本プログラムは、単なるシーケンサー等の設備・備品の購入を目的としておりません。

3-2. 基盤技術整備プログラム

基盤技術整備プログラムは、バイオリソースの品質管理や保存技術の向上等が、NBRP の質を向上させるために重要であることから、バイオリソースの収集、増殖、品質管理、保存、提供等に係わる技術開発や付加価値向上を行うものです。

今般 AMED では、遺伝子治療による革新的な治療等の開発を加速[※]させるため、NBRP との連携を前提とし、集中的に予算配分を行っていくこととなりました。今後、関連する事業からゲノム編集されたバイオリソースの寄託の増加が見込まれることから、リソースを受け入れ、また付加価値をつけて提供するための技術整備を本プログラムにおいて行うこととしました。

○寄託されるバイオリソースを、高品質なリソースとして収集、増殖、品質管理、保存、提供等を行うための基盤整備を対象とします。ゲノム編集されたリソースの効率的、効果的な受入基準、管理・保存方法、遺伝品質検査等の体制の充実といった品質確保に資する技術整備を提案してください。

○次の新たな研究に向けて、あらかじめニーズを踏まえたバイオリソースの付加価値の向上（戦略的な品揃え、利用価値や品質の向上等）を目指した技術開発・整備を対象とします。なお、ゲノム編集技術による疾患モデル等の試行的なリソースの作出も含まれます。

※平成 28 年度第 1 回調整費により「AMED 横断型革新的ゲノム編集・遺伝子治療加速化プロジェクト」が推進されている。

①中核的拠点整備プログラムで選定されている生物種等を対象にします。本提案にあたっては、技術整備及び付加価値を向上させるニーズがあること、寄託が見込まれるバイオリソースがあることが前提です。

②本プログラムの実施体制については、参考資料 2「プログラムの実施体制イメージ図」（p44）を参照してください。なお、実施機関の構成については以下の（ア）～（ウ）の場合があります。

- （ア）当該生物種等の中核機関が単独で実施する場合
- （イ）中核機関と中核機関以外の機関（分担機関を含む）が共同で実施する場合
- （ウ）中核機関以外の機関（分担機関を含む）が単独又は共同で実施する場合

本事業は、機関を対象として公募する。申請機関（分担機関も含む）は、国内の大学、研究開発機関、企業等とする。但し、NBRP 中核的拠点以外の機関が応募する場合は、予め中核的拠点と綿密に相談すること。

③本プログラムの課題については、本プログラムにより整備される体制や基盤技術を当該生物種等の中核機関、分担機関並びに他の NBRP の関連機関に速やかに提供されることを要件とし、当該課題の実施期間内に具体的な成果が得られる提案とします。

3-3. 情報センター整備プログラム

情報センター整備プログラムは、中核機関等において整備されるバイオリソースの所在情報や遺伝情報等のデータベースの構築及びホームページ等を通じた N B R P の広報活動等を整備・強化するもので

す。(以上の課題の代表機関は情報・システム研究機構に決定済です。)

今年度は、本プログラムの一環として、NBRP において多くの動物リソースを提供していることを踏まえ、大学や研究機関等における動物実験の適正な実施に資するため、外部検証促進のための人材育成等について公募します。

動物実験の実施に関する国の基本指針等（※7, 8）では、各研究機関等の長は、基本指針への適合性に関し、自己点検及び評価を行うとともに、当該機関以外の者による検証（外部検証）を実施することに努めることとされています。研究機関等における外部検証の実施を促進するため、具体的には、次の事項を行うことが求められます。

- ① 外部検証を行う専門家の育成を目的として講習会を開催する。講習会は模擬訪問調査等の実地検証を含むものとする。
- ② 動物実験を実施している各研究機関を対象とした外部検証の説明会を実施する。説明会に併せて個別相談会を行い、外部検証の実施を促進する。
- ③ 本事業の実施期間に、動物実験を実施している大学・研究機関等（※9）の外部検証が実施可能な人数の専門家を育成するとともに、育成した人材による外部検証を推進することを目的として、前項の人材育成、説明会実施についての適切な数値目標を設定するとともに、調査・報告も含めた全体計画を立案するものとする。また、見込まれる外部検証の実施件数についても参考として計画に記載する。
- ④ 本事業において申請できる経費は、人材育成及び周知のための取組に係る経費のみを計上するものとする。外部検証の実施に係る経費には、使用できません。外部検証は、外部検証を受ける研究機関から適切な料金を徴収して行うこととする。

※7 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号第 6.2）
研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。

※8 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 25 年環境省告示 84 号第 1.4）
管理者は、定期的に、本基準及び本基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表すること。なお、当該点検結果については、可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう努めること。

※9 少なくとも文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」が対象とする「研究機関等」（※10）は、全て含めることとする。なお、文部科学省の調査結果によると、平成 27 年 4 月現在において、420 機関が該当する。（調整結果 http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1694_12.pdf）

※10 大学、大学共同利用機関法人、高等専門学校、文部科学省所管の施設等機関、独立行政法人、国立研究開発法人

4. 課題の規模等

4-1. 課題経費

ゲノム情報等整備プログラム	: 1 課題あたり 1,000 万円程度/年 (採択課題予定数 4 課題程度)
基盤技術整備プログラム	: 1 課題あたり 500~1,500 万円程度/年 (採択課題予定数 数課題程度)
情報センター整備プログラム 外部検証促進のための人材育成	: 1 課題あたり 1,000 万円程度/年 (採択課題予定数 1 課題)

4-2. 課題実施予定期間

ゲノム情報等整備プログラム :	1 年度 (平成 28 年度)
基盤技術整備プログラム :	1 年度 (平成 28 年度)
情報センター整備プログラム 外部検証促進のための人材育成 :	5 年度 (平成 28 年度~平成 32 年度)

※平成 29 年度以降の「外部検証促進のための人材育成」の課題実施は、NBRP が第 4 期プロジェクトへ継続する事が、前提となります。

※ 課題の規模等はおおよその目安となります。複数の課題への応募は認められておりますが、同一の研究内容について重複して課題経費の支給を受けることはできませんので、同時に応募した課題経費につきましては必ず課題提案書の様式 4 「C」 NBRP 及び他制度の研究資金の応募・採択状況」にご記載ください。

III 応募に関する諸条件等

1. 本事業の応募資格者

本事業の応募資格者は、以下（１）～（５）の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、応募に係る課題について、実施計画の策定や成果の取りまとめ等の責任を担う能力を有する研究者（「課題管理者」）とします。

（１）以下の（a）から（g）までに掲げる国内の研究機関等に所属している「課題管理者」とします。

（a）国の施設等機関^{※1}（「課題管理者」が教育職、研究職、医療職^{※2}、福祉職^{※2}、指定職^{※2}又は任期付研究員である場合に限る。）

（b）地方公共団体の附属試験研究機関等

（c）学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関等

（d）民間企業の研究開発部門、研究所等

（e）研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下、「特例民法法人等」という。）

（f）研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条に規定する独立行政法人

（g）その他 AMED 理事長が適当と認めるもの

※1 内閣府及び国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいいます。

※2 病院又は研究を行う機関に所属する者に限ります。

（２）課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。

（３）課題が採択された場合に、契約手続き等の事務を行うことができること。

（４）課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む。）に対して、責任ある対処を行うことができる機関であること。

（５）本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること。

また、課題の履行能力を確認するため、審査時に、「代表機関」及び「分担機関」の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

2. 応募に当たっての留意事項

2-1. 所属研究機関に対する研究費の管理体制に関する調査への協力について

研究機関における公的研究費の適正な管理の充実を図るために、文部科学省では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」^{※3}を策定しています。AMED においても上記ガイドラインを準用することとし、「代表機関課題管理者」及び経費の配分を受ける「分担機関」が担当する業務を管理する分担機関課題管理者並びに所属機関におきましては、AMED の求めに応じて研究費の管理体制に関する調査にご協力いただきます。

2-2. 研究費の不正使用・不正受給への対応について

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給については以下のとおり厳格に対応します。

(1) 不正使用・不正受給の定義

i) 「不正使用」とは、本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）による、故意又は重大な過失による、AMED から研究資金の他の用途への使用又は AMED から研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究開発計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、AMED との間の契約等及び AMED の応募要件に違反した AMED の研究資金の使用を含むがこれに限られない。）をいいます。

ii) 「不正受給」とは、「研究者等」が、偽りその他不正の手段により AMED から研究資金を受給することをいいます。

(2) 研究費の不正使用・不正受給が認められた場合の措置

本事業において、研究費の不正使用・不正受給があった場合、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」^{※3}及び AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」^{※4}に基づき、研究機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。

※3 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

※4 AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」
（平成 27 年 4 月 1 日 平成 27 年規則第 26 号）
http://www.amed.go.jp/content/files/jp/kenkyukousei/amed_kenkyufuseikisoku.pdf

i) 補助事業の解除等の措置

AMED は、不正使用・不正受給が認められた研究開発課題について、研究機関に対し、補助事業の解除・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助

事業の実施についても認めないことがあります。

ii) 応募及び参加^{※5}の制限等の措置

本事業において不正使用・不正受給を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※6}に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、AMED の事業への応募及び参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

(表 1) 研究費等の執行停止等を行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正使用及び不正受給の内容を勘案して相当と認められる期間

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
3 1 及び 2 以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4 年
4 1 から 3 にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10 年
5 偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択された場合	5 年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2 年

※ 以下の場合、応募申請の制限を科さず、厳重注意を通知します。

- ・ 1～4 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、且つ不正使用額が少額な場合
- ・ 6 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

また、本事業において、不正使用・不正受給が認定され、応募及び参加制限措置が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人の競争的研究資金制度において、応募及び参加が制限される場合があります。

※ 5 「応募及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※ 6 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

iii) 他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の国又は独立行政法人等が所掌する、原資の全部又は一部が国費である研究

資金制度において、研究活動における不正使用・不正受給により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。研究開発提案課題採択後に、当該研究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該課題の採択を取り消すこと等があります。また、補助事業交付決定後に、当該研究者の事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該交付を解除すること等があります。

iv) 不正事案の公表

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表されます。また、AMED においても「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」^{※3}に従い速やかに公表します。

2-3. 研究活動の不正行為への対応について

(1) 不正行為の意義

「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下、「論文等」という。）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによります。

ア 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用

他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(2) 研究活動における不正行為が認められた場合の措置

本事業において、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」^{※7}及び AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」^{※4}に基づき、次の措置を行います。

※7 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

i) 補助事業の解除等の措置

AMED は、不正行為が認められた課題について、研究機関に対し、補助事業の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助事業の実施についても認めないことがあります。

ii) 応募及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、AMED の事業への応募及び参加の制限措置を講じます。

また、本事業において、不正行為が認定され、応募及び参加制限措置が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。

(表 2) 認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合等、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
3 1及び2を除く不正行為に関与した者			2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

iii) 他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の国又は独立行政法人等が所掌する、原資の全部又は一部が国費である研究資金制度において、研究活動の不正行為により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。研究開発課題採択後に、当該研究者の本事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該研究開発課題の採択を取り消すこと等があります。また、補助事業申請受理後に、当該研究者の事業への応募又は参加が明らかとなった場合は、当該契約を解除すること等があります。

iv) 不正事案の公表

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表されます。また、AMED においても「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」^{*7} に従い速やかに公表します。

(3) 利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理について

研究の公正性、信頼性を確保するため、AMED の定める利益相反管理規則に基づき、研究機関において研究者の利益相反状態を管理するとともに、その報告を行っていただく予定です。詳細については、後日 AMED のホームページ等で公表致します。

(4) 研究開発計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点について

法律、各府省が定める以下の省令・倫理指針等を遵守してください。これらの法律・省令・指針等の遵守状況について調査を行うことがありますので、予めご了解ください。また、これらの法令等に違反して補助事業を実施した場合は、補助事業を解除し、補助金の返還等を求めることがあります。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 18 年法律第 106 号）
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 特定胚の取扱いに関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 173 号）
- ヒト ES 細胞の樹立に関する指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ヒト ES 細胞の分配及び使用に関する指針（平成 26 年文部科学省告示第 174 号）
- ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」（平成 22 年文部科学省告示 88 号）
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）

- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）
- 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省第 89 号）
- 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生労働省令第 21 号）
- 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 37 号）
- 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 88 号）
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年度文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知）又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日付農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）

2-4. 研究機関における管理監査体制・不正行為等への対応について

研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正且つ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為、不正使用又は不正受給を防止する措置を講じることが求められます。

具体的には、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」^{※7}及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」^{※3}に基づき、研究機関の責任において体制を整備した上で、補助金の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、各ガイドラインについては、下記ホームページをご参照ください。

2-5. 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

(1) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（研究開発資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人等の複数の競争的資金が不必要に重ね

て配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに AMED の本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(2) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間^{※8}に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに AMED の本事業担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※8 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（％）」に基づきます。なお、研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等を通じて、他機関の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけ

これらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(4) 他機関における競争的資金等の応募受入状況

「研究開発提案書」に、他機関の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究開発課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載していただく場合があります。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

IV 研究開発提案書等の作成及び提出方法

提案書類の提出は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による方法とし、提案書類は提出期限内に提出してください。

1. 応募に必要な書類様式とその入手方法

1-1. 応募に必要な書類一式

- (1) 研究開発提案書（様式 1～様式 5）
- (2) 承諾書の写し（別紙 1）※1

※1 分担機関がある場合のみ

1-2. 様式の入手方法

研究開発提案書の様式等、応募に必要な資料は、
e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>)
AMED のホームページ (<http://www.amed.go.jp/koubo>)
からダウンロードしてください。

2. 提案書類の作成上の注意点

課題の応募に当たっては、本事業の概要、「II 公募内容」、「VI 2.事前評価における評価項目と観点」等の記載内容をよく確認した上で、提案する研究開発の実施によりどのような成果を示せるかを十分検討の上、研究開発提案書に記載してください。課題提案書は、簡潔かつ明瞭に各項目を記載してください。提案書類に不備がある場合、受理できないことがありますので注意してください。

2-1. 基本事項

課題提案書の作成に際しては、以下の事項に留意してください。

- (1) 字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。
- (2) 課題提案書は、日本語で作成してください。
- (3) 入力する文字のサイズは、原則として 10.5 ポイントを用いてください。
- (4) 数値は、原則として半角で入力してください。（（例）郵便番号、電話番号、金額、人数等）
- (5) 通しページ番号（-1-）を振ってください。
- (6) 様式の枚数等の制限を守ってください。枚数制限がない場合でも、e-Rad でアップロードできるファイル容量（10MB）に制限があることに御注意ください。
- (7) 研究開発提案書の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解でき

るように作成してください。

2-2. 省令・倫理指針等の順守

研究計画の策定に当たっては法律、各府省が定める以下の省令・倫理指針等を遵守してください。詳細はⅢ 2.2-3.(4)項をご参照ください。

2-3. 課題提案に対する機関の承認

「代表機関課題管理者」が課題提案書等を提出するに当たっては、「代表機関」の長の下承を取ってください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する課題提案書を提出する場合には、参加する全ての研究機関の長の下承を得てください。

2-4. 課題提案内容の調整

課題の採択、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求めることがあります。また、今後、課題の実施に割り当てられる経費・実施期間は、予算状況により変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2-5. 対象外となる提案について

以下に示す提案は本事業の対象外となります。

(ア) 単に既成の設備備品の購入を目的とする提案

(イ) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の直接経費により賄うことを想定している提案

3. 動物実験等の実施に関する基本指針に基づく自己点検・評価結果

様式とは別に、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）に定められた動物種を用いて動物実験を実施する機関については、本基本指針に基づき、機関自らが実施した本基本指針への適合性に関する自己点検・評価結果のうち、直近で実施したものの写しの提出を求められます。

4. e-Rad による提案書類の提出方法について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。本事業においても e-Rad を用いて応募を受け付けます。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

<e-Rad ポータルサイト>

<https://www.e-rad.go.jp/>

(1) e-Rad の使用にあたっての事前準備

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイトから参照又はダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

i) マニュアル

研究機関事務代表者・事務担当者用マニュアル：

<https://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>

研究者用マニュアル：

<https://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>

ii) システムの利用可能時間帯

サービス時間は平日、休日ともに 00:00～24:00（24 時間 365 日稼働）

（注）ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用を停止することがあります。e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトにて予めお知らせします。

iii) 研究機関の登録

「研究開発代表者」が所属する研究機関、「研究開発分担者」が所属する研究機関は、応募時までに e-Rad に登録されていることが必要となります。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

iii) 研究者情報の登録

「代表機関課題管理者」及び研究に参画する「分担機関課題管理者」は研究者情報を登録し、システムログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。研究機関に所属している研究者の情報は研究機関が登録します。ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きは e-Rad ポータルサイトを参照してください。

(2) e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力にあたっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

i) 応募書類様式のダウンロード

制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルを「IV 1. 1-2 様式の入手方法」(p.17)に記載されている URL からダウンロードしてください。

ii) 画像ファイル形式

研究開発提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CAD やスキャナ、PostScript や DTP ソフト等別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

iii) ファイル容量

アップロードできる電子ファイルの最大容量は 10MB です。

iv) ファイル種別

電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換は e-Rad ログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、パソコンへインストールしてお使いいただくこともできます（システムへの負荷軽減と安定稼働の実現のため、旧システムでは可能だった Word 等の形式のままでの提出は行えなくなりました。）。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

v) 研究開発提案書アップロード

提案書類は、PDF に変換しアップロードしてください。

vi) 研究開発提案書アップロード後の修正

提案内容を配分機関へ提出したのちは、修正することはできません。

vii) 所属機関の承認

「研究開発代表者」から所属機関に e-Rad で申請した段階では応募は完了していません。所属機関の承認の手続きを必ず行ってください。研究機関からの承認が必要な応募課題の情報は、「未処理一覧」画面から確認することができます。

viii) 受付状況の確認

提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない研究開発提案書等は無効となります。提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、所属機関まで至急連絡してください。

ix) その他

- 上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Rad ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載されておりますので、ご確認ください。
- 公募締切間際は e-Rad のシステム負荷が高く、申請に時間がかかる、完了できない等の

トラブルが発生する場合がありますので、研究開発提案書等の作成には時間的余裕を十分にとって申請を完了してください。

- 応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

(3) システムの操作方法に関する問い合わせ先

システムの操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ポータルサイトのヘルプデスクにて受け付けます。ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、公募要領の内容、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク
0570-066-877(ナビダイヤル)
午前 9:00～午後 6:00
※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

5. 応募書類等に含まれる情報の取扱い

5-1. 情報の利用目的

応募書類等に含まれる情報は、課題採択のための評価の他、補助事業の支援のために利用されます。独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、提案者（採択後に課題管理者となる者）の不必要な不利益が生じないように、応募書類等に含まれる情報に関する秘密は厳守します。詳しくは総務省のホームページ^{※2}をご参照ください。

※2 http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/horei_kihon.html#7_2

5-2. 必要な情報公開・情報提供等

(a) e-Rad 上の課題等の情報の取扱い

個々の採択課題に関する情報（制度名、事業名、研究開発課題名、研究開発代表者名、所属研究機関名、予算額及び研究開発実施期間）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

(b) e-Rad からの内閣府への情報提供等

文部科学省が管理運用する e-Rad を通じ、内閣府に各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

(c) 他機関等を含む他の競争的資金の担当部門への情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募書類等に含まれる一部の情報を、e-Rad 等を通じて、他機関等を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する場合があります。また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際にも、同様に情報提供を行う場合があります。

V 事前評価の実施方法

1. 評価方法

研究開発課題の採択にあたっては、外部有識者による委員から構成される「課題評価委員会」の事前評価により採択課題候補案及び実施予定額案を決め、これを基にAMEDが決定します。

- (1) 事前評価は、AMEDに設置した課題評価委員会において、非公開で行います。
- (2) 課題評価委員会は、提出された応募書類の内容について書面審査及びヒアリング審査を行い、合議により採択課題候補案及び実施予定額案を決定します。なお、審査の過程で追加書類を求める場合もあります。
- (3) 課題評価に携わる者は、審査の過程で取得した一切の情報を、その職にある期間だけではなく、その職を退いた後でも第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務づけられます。
- (4) 申請者と利害関係にある者は、当該申請者の提案の審査を担当しません。
- (5) 採択にあたっては、課題評価委員会の意見を踏まえ、目標や実施計画、研究実施体制等の修正を求めることがあります。なお、今回設定された目標は中間評価や事後評価の際の評価指標の1つとなります。
- (6) 事前評価終了後、採択の可否及び実施予定額を通知します。なお、審査の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。
- (7) AMEDにおける採択課題の決定後、AMEDホームページへの掲載等により、課題評価委員等についての情報を公開します。

2. 事前評価における評価項目と観点

採択課題の選定にあたっては、選定にあたっては、バイオリソース整備戦略部会の報告書「今後のバイオリソース整備のあり方について」（URL:<http://www.nbrp.jp/office/index.files/data/biorresource-seibisenryaku111130.pdf>）を踏まえた審査を行います。なお、課題評価委員会において目標設定の適切性を審査した結果、区分に対して目標が適切でないと判断された場合等、必要に応じて目標や実施計画の修正を求めることがあります。また、設定した達成目標に基づいて、事後評価において達成度の評価を行います。

(1) ゲノム情報等整備プログラム

(a) ゲノム情報等の質的評価

- ・バイオリソースの付加価値を高め、我が国のバイオリソースの独自性・先導性を高めるものであるか。
- ・他のゲノム情報等に優先して整備すべきものであるか。
- ・NBRPで実施する必要性はあるか。

- ・どれくらいのユーザーを見込んでいるか。
- ・ゲノム情報等を利用する研究者コミュニティの方向性と合致しているか。
- ・我が国が独自性を発揮した研究、あるいは既に高いポテンシャルを有する研究を進めていく上で重要であるか。 等

(b) NBRPとしての目標設定の適切性

- ・リソースを利用する研究者のニーズに応えることができるか。
- ・国際的に高い評価を得る研究の推進に寄与することができるか。
- ・新たなユーザーの獲得が期待できるか。 等

(c) 目標達成に向けた実施計画の適切性

- ・ゲノム情報等の整備計画は、効率的、効果的なものであるか。
- ・ゲノム解析等の終了後、ゲノム情報等が速やかに中核機関等に寄託され、提供・公開されることが見込まれるか。
- ・応募経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・これまでに本プログラムの支援を受けた場合は、その実績、成果がNBRP事業に反映されているか、及び今回の申請課題と関連性があるか。 等

(d) 目標達成に向けた実施体制の適切性

- ・ゲノム情報等の整備が適切に行われる体制であるか。
- ・ゲノム解析等に関して実績を有しているか。
- ・海外の研究機関や国際組織との連携協力の実績を有しているか。
- ・複数の機関で行う場合、分担機関を設置することが妥当であるか。また役割分担は適切であるか。 等

(e) 目標達成に向けた大学・研究機関、研究者コミュニティ等の支援体制の適切性

- ・ゲノム情報等の整備を支援する体制を有しているか。
- ・当該申請課題に関する生命倫理・安全等に関する取組みは十分行われているか。
- ・研究者コミュニティの支援はあるか。 等

(2) 基盤技術整備プログラム

(a) 整備する基盤技術等の意義

- ・ライフサイエンス研究の進展に不可欠であるか。
- ・ゲノム編集によって開発されるリソースの収集・保存・提供事業の質的向上、効率化に不可欠であるか。
- ・他の基盤技術の開発に優先して実施すべきものであるか。
- ・我が国が独自性を発揮した研究、あるいは既に高いポテンシャルを有する研究を進めていく上で重

要であるか。 等

(b) NBRPとしての適切性

- ・NBRPで実施する必要性はあるか。
- ・ゲノム編集によって開発されるリソースを利用する研究者のニーズに応えることができるか。
- ・国際的に高い評価を得る研究の推進に寄与することができるか。
- ・新たなユーザーの獲得が期待できるか。 等

(c) 実施計画の適切性

- ・ゲノム編集技術によって開発されるリソースと受け入れ体制の整備計画は、効率的、効果的なものであるか。
- ・応募経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・得られる成果は当該生物種の中核機関及び他のNBRP関連機関が使うことができるか。
- ・これまでに本プログラムの支援を受けた場合は、その実績、成果がNBRP事業に反映されているか、及び今回の申請課題と関連性があるか。 等

(d) 実施体制の適切性

- ・当該申請課題を適切に実施できる体制であるか。
- ・複数の機関で行う場合、分担機関を設置することが妥当であるか。
また役割分担は適切であるか。 等

(e) 大学・研究機関、研究者コミュニティ等の支援体制の適切性

- ・大学・研究機関等は当該申請課題の実施を支援する体制を有しているか。
- ・当該申請課題に関する生命倫理・安全等に関する取組は十分行われているか。
- ・研究者コミュニティの支援はあるか。 等

(3) 情報センター整備プログラム 外部検証促進のための人材育成

(a) NBRPとしての目標設定の適切性

- ・事業の目的を達成できるものであるか。
- ・現状を踏まえたものであるか。 等

(b) 目標達成に向けた実施計画の適切性

- ・全体計画は効果的・効率的なものであるか？
- ・全体計画に対して、年度ごとの計画は具体的なものでかつ、実現可能であるか（マイルストーンが適切に設定されているか）
- ・事業の実施に必要な設備や情報が整備されているか。
- ・経費の内訳、支出計画は妥当であるか。 等

(c) 目標達成に向けた実施体制の適切性

- ・本事業に関連する実績を有しているか。
- ・申請者を中心とした実施体制が適切に組織されているか。
- ・複数の機関で行う場合、分担機関を設置することが妥当であるか。また役割分担は適切であるか。 等

(d) 目標達成に向けた大学・研究機関、研究者コミュニティ等の支援体制の適切性

- ・本事業を支援する体制を有しているか。
- ・研究者コミュニティの支援はあるか。 等

VI 補助事業の交付申請

1. 交付の申請手続

1-1. 契約条件等

採択された課題については、実施機関は、次に掲げる書類をAMEDが別途指示する期日までに作成し、AMEDへ提出する必要があります。

- ①補助金交付申請書
- ②補助事業計画書
- ③経費等内訳書
- ④補助金項目シート
- ⑤ 補助事業参加者リスト

提出された上記書類をAMEDが妥当と認めた場合には、当該補助金交付申請書に基づき、「補助金交付決定通知書」により交付決定を通知します。なお、補助事業の期間は単年度とし、成果報告会等の評価結果に基づく補助事業の進捗を勘案した上で、毎年度の交付決定を行います。上記書類の提出が遅れると、交付決定が遅れが生じ、補助事業の空白期間が生じることによる、調達や研究員の雇用等多大な影響が生じます。円滑な手続きにご協力をお願いします。

1-2. 「実施機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業への応募、事業実施等にあたり、各実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」^{※1}の内容について遵守する必要があります。

実施機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、体制整備に不備があると判断された実施機関については、採択の取消しや、交付決定を解除すること等があります。なお、体制整備の確認については、別途AMEDから連絡する予定です。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

1-3. 「実施機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の実施に当たり、各実施機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の事業実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画

課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 27 年 9 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP をご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記 HP に示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。）

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

1-4. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」^{※2}を遵守することが求められます。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査等に基づき、文部科学省が機関における体制の未整備、規程の未整備、研究倫理教育の未実施等の不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※2 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

1-5. 補助対象経費の額の確定等について

AMED は実施機関より提出された書類（補助事業実績報告書、収支簿、証拠書類等）をもとに経費の執行に係る適正な履行を確認し、補助対象経費の額の確定を行い、「補助金確定通知書」により通知します。具体的には、合目的性（当該年度の「補助事業計画書」をもとに、補助対象経費が当該補助事業の目的・趣旨に適合するものに執行されていること）及び適正性（実施機関の経理規程に沿って、補助対象経費が適正に支出・管理されていること）を確認します。この際、返金が必要と認められるものがある場合には、実施機関あてに「補助金確定通知書」を送付し、返金を求めます。

1-6. 補助対象経費の繰越について

本事業では、補助対象経費の繰越は原則できません。補助対象経費の計画的かつ早期の執行に努めてください。ただし、補助事業の性質上その実施の相当の期間を要し、かつ、補助事業が本年度に終わらない場合にも引き続いて実施する必要がある場合で、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が各々繰越しの事由としているものに、適合する場合は、繰越の対象となります。

2. 補助対象経費の執行について

2-1. 補助金の予算費目

本事業では競争的資金において共通して使用することになっている「府省共通経費取扱区分表」^{※3}に基づき、以下の通り費目構成を設定しています。経費の取扱いについては「府省共通経費取扱区分表」と共にAMED「補助事業事務処理説明書」^{※4}を参照してください。

	大項目	定義
直接経費	物品費	補助事業用設備・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、補助事業用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	「補助事業参加者リスト」【計画様式3】記載の補助事業参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費
	人件費・謝金	人件費：当該補助事業のために雇用する研究員等の人件費 謝金：講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳、単純労働等の謝金等の経費
	その他	上記の他、当該補助事業を遂行するための経費 例) 補助事業成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費、検査業務費
間接経費 ^{※8}	事業費に対して一定比率（30%以内）で手当され、当該補助事業の実施に伴う実施機関の管理等に必要な経費としてAMEDが支払い、実施機関が使用する経費（ただし、NBRP第3期においては、間接経費0%とする）	

※3 「府省共通経費取扱区分表」 <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kubunhyo.pdf>

※4 AMED「補助事業事務処理説明書」<http://www.amed.go.jp/content/files/jp/youshiki/hojo/00hojo/hpwmannual.pdf>

2-2. 補助対象経費の計上

補助事業に必要な経費を算出し、総額を計上してください。経費の計上及び精算は、原則としてAMED「補助事業事務処理説明書」^{※4}の定めによるものとします。

2-3. 補助対象経費の支払い

支払額は、四半期ごとに各期とも当該年度における直接経費及び間接経費の合計額を均等4分割した額を原則とします。

2-4. 費目間流用について

費目ごとの当該流用に係る額が、当該年度における直接経費の総額の50%（この額が500万円に満たない場合は500万円）を越えない場合にはAMEDの承認を経ずに流用可能です。

その他詳細については、AMED「補助事業事務処理説明書」^{※4}を参照してください。

※ 費目間流用ルールの一斉化について（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）
http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/himokukan_ryuyo.pdf

3. 研究機関の責務等について

3-1. 法令の遵守

研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正且つ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為、不正使用又は不正受給を防止する措置を講じることが求められます。

3-2. 研究開発費の管理責任

研究開発費は、その全額を研究機関に執行していただきます。そのため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」^{※5}に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。

※5 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

3-3. 体制整備に関する対応

研究機関は、ガイドラインに従って、研究開発費の管理・監査体制を整備してください。

3-4. 不正防止に関する措置

研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」^{※6}に従って、行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上等不正行為防止のための体制構築や取り組みを行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措置を講じていただきます。

※6 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

4. 本課題の研究活動に参画する研究者の責務等について

4-1. 補助対象経費の公正且つ適正な執行について

本課題の研究活動に参画する研究者等は、AMEDの補助金が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正且つ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

4-2. 応募における手続等

課題管理者となる研究者等は、応募に際しては必要に応じて、所属研究機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

4-3. 研究倫理教育プログラムの履修・修了

AMED は、国のガイドラインに基づき、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するための取組みの一環として、本事業に参画する研究者に対し、研究倫理プログラムの履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講することを義務付けます。

提案した研究課題が採択された後、実施責任者は、自ら研究倫理教育に関するプログラムを履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講し、不正行為を行わないこと、また、参画する研究者等に対して、研究倫理教育に関するプログラムを履修又は所属する研究機関等の研究倫理教育を受講する義務を周知し、内容を理解してもらうことを約束し、あわせてこれらを確認したとする文書を提出していただきます。詳細は AMED から別途御連絡する予定ですので、その指示に従ってください。

なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、補助金の執行を停止等することがありますので、ご注意ください。

5. 採択後交付決定までの留意点

課題採択後において、AMED が指示する提出物の提出期限を守らない場合や、当該研究開発に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合等は、採択の取消しを行うことがあります。

VII 採択課題の管理と評価

1. 課題管理

全ての採択課題について、毎年度、補助事業成果報告書の提出を求めます。また、PS、PO 等が進捗管理を綿密に行います。進捗管理に当たっては、報告会の開催や、調査票（研究の進捗状況を記入する書類）、ヒアリング（個別課題ごとの面談）、サイトビジット（研究実施場所において実際の研究状況の確認）等を通じて出口戦略の実現を図ってまいりますのでご対応ください。

なお、進捗状況に応じて、計画の変更や課題の中止等を求めることがあります。

2. 評価

本事業では、中間評価等を実施し、事業計画の達成度や成果等を厳格に評価します。その達成度如何によっては、研究の継続が不可となる場合もあります。

事業実施期間最終年度に事後評価を行います。さらに、必要に応じて、補助事業終了後、追跡評価（成果の発展状況への活用状況等を把握し、これを基に今後の事業立案の検討、評価方法の改善等を実施する。）を行います。

VIII 研究成果の取扱い

成果の取扱いについては、知的財産権や成果利用に関する事項を遵守することが義務付けられています。

1. 「補助事業成果報告書」の提出

AMED には、「補助事業成果報告書」の提出が求められます。補助事業実施期間の終了、補助事業の完了・中止・廃止のいずれか早い日から起算して翌々月末（61 日）以内に「補助事業成果報告書」及び「補助事業成果報告書別紙」を作成し、「特許一覧」を添えて AMED に提出してください。

2. 成果利用届の提出

補助事業の成果を公表するもので、学術的影響の大きい科学雑誌への投稿、報道機関への発表等社会的に大きな影響を与える成果を利用する場合は、事前に「成果利用届」を AMED に提出してください。

3. 成果発表等における事業名の明示

研究成果等について外部発表等を行う場合、本事業の成果によるものであることを謝辞等に明記してください。各事業の名称につきましては、担当課にお問い合わせください。

4. 事業成果のオープンアクセスの確保

事業者は、必要な知的財産等の確保をした上で、可能な限り研究成果のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

IX 取得物品の取扱い

1. 所有権

大学等^{※1}が直接経費により取得した物品等の所有権は、大学等に帰属します。企業等^{※2}又は、国の施設等機関等^{※3}が直接経費により取得した物品等（以下、「取得物品」という。）の所有権は、取得価格が50万円以上且つ使用可能期間が1年以上のものについてはAMEDに帰属するものとし、企業等又は国の施設等機関等は、AMEDに帰属した取得物品を研究開発期間終了までの間、無償で使用することができます。なお、設備備品等については、事業者が善良なる管理者の義務を持って、適正に管理してください。

※1 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称したものをいいます。

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、甲が認めるもの

※2 「企業等」とは、「大学等」及び「国の施設等機関等」以外の研究機関を総称したものをいいます。

※3 「国の施設等機関等」とは、「国の施設等機関」及び公設試験研究機関を総称したものをいいます。

2. 研究終了後の設備備品等の取扱い

企業等の事業期間終了後における取得物品の取扱いについては、事業終了後、取得物品及び提供物品のうち有形固定資産については、引き続き当該研究開発の応用等の目的に使用されることを前提に、一定の貸借期間（有償）を経て、耐用年数経過後に有償で譲渡します。

国の施設等機関等の事業期間終了後における取得物品の取扱いについては、事業終了後、無償で譲渡します。ただし、AMEDが当該物品を使用し、処分する場合はこの限りではありません。消耗品扱いとなる物品等については、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の義務を持って、適正に管理してください。（転売して利益を得ることは認められません。）

3. 放射性廃棄物等の処分

汚染資産等及び委託業務の実施により発生した放射性廃棄物は、受託者の責任において処分してください。

X その他

1. 研究設備・機器の共用促進に係る事項

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/___icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○競争的資金における使用ルール等の統一について

（平成 27 年 3 月 31 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

2. 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画^{※1}においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士

課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成27年9月15日 中央教育審議会大学分科会）^{※2}においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源によるRA（リサーチ・アシスタント）雇用の充実を図ること、博士課程（後期）学生のRA雇用及びTA雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本事業により、博士課程（後期）学生を積極的にRAとして雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

※1 「第5期科学技術基本計画」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

※2 「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成27年9月15日中央教育審議会大学分科会）（概要）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2015/09/29/1362371_3_2_2.pdf

（本文）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2015/09/29/1362371_3_1_2.pdf

3. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成23年度12月20日科学技術・学術審議会人材委員会】^{※3}において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

- 研究開発提案書に、公的研究費により雇用する若手の博士研究員に対する多様なキャリアパスを支援する人材育成計画（例：機関が行う企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含めた研究活動への主体的な参加の推奨など）を作成してください。人材育成計画は事前評価の審査の観点に含まれます。
- 若手の博士研究員の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方に基づき、研究開発提案書に記載した人材育成計画に基づく若手の博士研究員の活動の一部を、研究エフォートの中に入れて含めることができます。
- 中間評価や事後評価においては、上記の人材育成計画に基づく取組状況や若手の博士研究員の任期終了後の進路状況を報告して頂きます。その内容は評価の対象とします。また、評価に当たっては、研究活動の妨げにならないよう、若手の博士研究員が公的研究機関（雇用主である機関以外の公的研究機関を含む）の取組（例：企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等）に参加する場合には、その取組を研究開発代表者が直接行うキャリア支援

に代わる取組として、評価の対象とします。

- ※3 「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」[科学技術・学術審議会人材委員会（H23.12.20）]
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm

4. 「国民との科学・技術対話」の推進について

総合科学技術会議（現：総合科学技術・イノベーション会議）では、「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組が求められています。本公募に採択され、1件当たり年間3000万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

- （参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）
<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

5. 健康危険情報について

AMED では、厚生労働省からの依頼に基づき、研究者が研究の過程で国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下、「健康危険情報」という。）を得た場合には、所定の様式^{※4}にて厚生労働省への通報をお願いしています^{※5}。

（連絡先・問い合わせ先）

厚生労働省健康危機管理・災害対策室長

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省大臣官房厚生科学課内

TEL 03-5253-1111（内線 3818） FAX 03-3503-0183

なお、提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供いただくようお願いします。

- ※4 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc>

- ※5 <http://www.amed.go.jp/content/files/jp/youshiki/itaku/00keiyaku/jpwmannual.pdf>

6. 政府研究開発データベース入力のための情報

委託研究開発費により行う研究については、府省横断的なデータベースである政府研究開発データベース（内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局）への入力対象となります。以下の情報について

ては、e-Rad を通じて、政府研究開発データベースに提供されます。

(1) 研究者番号 (8 桁)

e-Rad により研究者に一意に付与される研究者固有の番号 (8 桁) を「研究者番号」と呼びます。本システムで、対象とする制度・事業について、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の基本情報を取り扱うに当たって、研究者に対して「研究者番号」を発行し研究者の一意性を確保します。

(注) 従来の「研究者 ID」とは異なりますのでご注意ください。

(2) エフォート

「研究開発代表者」等は、研究者が当該研究の実施に必要とする時間が年間の全勤務時間 (正規の勤務時間以外の勤務時間を含む。) に占める割合を百分率で表した数値 (1 未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数値) (いわゆるエフォート) を記入してください。また、このエフォートについては、各研究者が当該研究について何%ずつ分担するのかを問うものではありませんので、誤解のないようお願いいたします。

$$\text{研究者 A のエフォート率 (\%)} = \frac{\text{研究者 A が当該研究の実施に必要とする時間}}{\text{研究者 A の年間の全勤務時間}} \times 100$$

7. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力について

バイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) ^{※6} では、我が国の生命科学系データベースを統合して使いやすくするための研究開発やサービス提供を行い、研究データが広く共有・活用されることにより、研究や開発が活性化されることを目指しています。NBDC が提供する「生命科学系データベースアーカイブ ^{※7}」では、国内の生命科学分野の研究者が生み出したデータセットをダウンロードできます。また、「NBDC ヒトデータベース ^{※8}」は、ヒトゲノム等のヒト由来試料から産生された様々なデータを共有するためのプラットフォームとして、ヒトに関するデータを提供しています。

生命科学分野の皆様の研究成果データが広く長く活用されるために、NBDC の「生命科学系データベースアーカイブ」や「NBDC ヒトデータベース」へデータを提供くださるようご協力をお願いします。「生命科学系データベースアーカイブ」や「NBDC ヒトデータベース」に関する問い合わせ先は、XIII 章をご参照ください。

※6 <http://biosciencedbc.jp/>

※7 <http://dbarchive.biosciencedbc.jp/>

※8 <http://humandbs.biosciencedbc.jp/>

8. 知的財産推進計画に係る対応について

「知的財産推進計画」は、知的財産基本法 (平成 14 年法律第 122 号) に基づき、知的財産戦略を強力に推進するために、知的財産戦略本部により毎年策定されている計画です。知的財産推進計画 2014 ^{※9} (平成 26 年 7 月 4 日知的財産戦略本部) においては、国際標準化活動をさらに活性化するために、認証の戦略的活用を促進することとされており、AMED においても、国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進に取り組むこととされています。

このため、補助事業において、国際標準化・認証に結びつく可能性のある研究を実施する場合には、個別の研究計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む、研究開発活動に認証機関を参画させる、公的研究機関においては、認証業務の立ち上げの際はその支援を検討する等、国際標準化を視野に入れた研究開発に取り組むよう、よろしく申し上げます。

なお、平成 27 年 6 月 19 日に知的財産推進計画 2015^{※10} が決定されていますので、併せてご参照ください。

※9 「知的財産推進計画 2014」(抜粋)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20140704.pdf>

第 1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

4. 国際標準化・認証への取組

(2) 今後取り組むべき施策

(特定戦略分野*における国際標準化戦略の推進)

・特定戦略分野(市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定)における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。(短期・中期)(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

* 特定戦略分野…先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギー・マネジメント、コンテンツメディア及びロボット

※10 「知的財産推進計画 2015」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20150619.pdf>

9. リサーチツール特許の使用の円滑化について

リサーチツール特許については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成 19 年 3 月 1 日総合科学技術会議(現:総合科学技術・イノベーション会議))に基づき、適切に取り扱うよう努めてください。

10. AMED 知財コンサルタント担当課室等による知財戦略立案の支援等について

AMED が実施する事業で得られた研究成果の実用化を促進するために、一貫した支援を行っていきます。具体的には、AMED 知的財産コンサルタント及び AMED 担当課室等の連携を通じた AMED 担当課室、AMED 知財コンサルタント及び PS、PO との連携により、研究開発計画における知財戦略・出口戦略の精査や立案支援などを行う予定です。このために必要な情報(研究計画や知的財産情報等)を提供します(V 5.節をご参照ください)。また、必要に応じてヒアリング等を実施する予定です。

知財戦略・出口戦略の立案支援を希望される方は、Medical IP Desk(医療分野の知財相談窓口)にお問い合わせください。

Medical IP Desk については下記ウェブサイトをご参照ください。

http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/medical_ip_desk.html

AMED の知財ポリシーについては下記ウェブサイトをご参照ください。

http://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_policy.html

AMED の知財ポリシー及び研究開発における知的財産の取扱・支援に関する照会先は、XI章をご

参照ください。

11. 創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援について

大学等の優れた基礎研究の成果を医薬品として実用化につなげるため、AMED 創薬支援戦略部（以下、「創薬支援戦略部」という。）が本部機能を担い、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人産業技術総合研究所等で構成するオールジャパンでの創薬支援連携体制「創薬支援ネットワーク」を構築し、主に応用研究から前臨床開発段階までの創薬研究に対して切れ目のない実用化支援を行い、企業導出等に取り組んでいます。

具体的には、AMED 創薬支援戦略部において創薬研究に取り組む研究者からの相談を幅広く受け付けるとともに、有望シーズの情報収集・調査及び評価、個別シーズの知財戦略及び製薬企業への導出に向けた出口戦略を含む研究開発計画の策定や、応用研究（探索研究、最適化研究等）、非臨床試験（GLP 準拠）等における技術的支援、CRO（医薬品開発業務受託機関）や CMO（医薬品製造業務受託機関）等の紹介・委託支援、製薬企業への導出等の業務を行っています。

このように、AMED 創薬支援戦略部は、創薬研究を行う大学等の研究者に対して、実用化に関する技術的課題の助言や、製薬企業への導出に向けた研究開発戦略の策定支援等を専門に行う部門です。このため、AMED が委託する研究開発のうち医薬品開発に係る研究開発課題については、AMED 創薬支援戦略部による支援を積極的に活用できます。

つきましては、医薬品開発に係る研究開発提案課題については、評価後の採択結果に関わらず、創薬支援戦略部に情報提供を行います（XII 9.節をご参照ください）。なお、AMED 創薬支援戦略部は研究者に帰属する知的財産等の保全及び守秘を前提として、研究者の要請に基づいて上記の支援を行います。

創薬支援ネットワーク及び AMED 創薬支援戦略部による支援に関する照会先は、XIII 章をご参照ください。

12. 薬事戦略相談について

実用化段階に移行する研究課題（薬事戦略相談において対象範囲となる研究課題）においては、研究課題の採択条件として、原則採択後 1～2 年目に PMDA の実施する薬事戦略相談（対面助言）を受けて頂くことになります。ただし、臨床試験（治験）を対象とした研究課題については「治験開始前まで」に実施を求めます。また、採択前に既に薬事戦略相談（対面助言）を受けている研究課題については、研究期間中に必要に応じて再度受けることでも差し支えありません。

なお、本公募に対する申請時点までに薬事戦略相談（対面助言）を受けていることは必須ではありませんが、薬事戦略相談（対面助言）を受け、その相談結果を研究計画に反映させていることが望まれます。

XI 照会先一覧

本公募要領の記載内容について疑問点等が生じた場合には、次表に示す連絡先に照会してください。E-mail は下記アドレス“AT”の部分を変えてください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切お答えできません。

No.	照会内容	連絡先
1	本事業に関する問い合わせ、申請手続きに関する問い合わせ	AMED バイオバンク事業部 基盤研究課 Tel:03-6870-2228 E-mail: kiban-kenkyu “AT” amed.go.jp
2	不正経理、研究不正、利益相反、研究倫理に関する教育等の問い合わせ	AMED 研究公正・法務部 Tel:03-6870-2211 E-mail: kenkyuukousei “AT” amed.go.jp
3	創薬支援ネットワーク及び創薬支援戦略部による支援	AMED 創薬支援戦略部 西日本統括部 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町三丁目 1 番 グランフロント大阪 タワーB 14 階 Tel: 06-6372-1771 (内線 120) E-mail: id3navi “AT” amed.go.jp
4	AMED の知財ポリシー及び委託研究開発における知財の取扱い	AMED 知的財産部 Tel: 03-6870-2237 Email: medicalip “AT” amed.go.jp
5 ^{※1}	e-Rad システムの操作方法	e-Rad ポータルサイトヘルプデスク Tel:0120-066-877 (9:00~18:00 受付※) ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日~1月3日）を除く
6 ^{※1}	バイオサイエンスデータベース 生命科学系データベースアーカイブに関する問い合わせ	国立研究開発法人科学技術振興機構 バイオサイエンスデータベースセンター E-mail: dbarchive “AT” biosciencedbc.jp
7 ^{※1}	バイオサイエンスデータベース ヒトデータベースに関する問い合わせ	国立研究開発法人科学技術振興機構 バイオサイエンスデータベースセンター E-mail: humandbs “AT” biosciencedbc.jp

※1 No.5~7の問い合わせ先はAMED以外の機関です。お問い合わせ時にはご注意ください。

(参考資料)

参考資料1 中核的拠点整備プログラム課題一覧

(第1期NBRP：平成14[2002]年度～/第2期：平成19[2007]年度～/第3期：平成24[2012]年度～)

領域	NBRP参画期	生物種等名	課題名	中核機関
動物	1/2/3	実験動物マウス	実験動物マウスの収集・保存・提供事業	*理化学研究所
	1/2/3	ラット	ラットリソースの収集・保存・提供	京都大学
	1/2/3	ショウジョウバエ	ショウジョウバエ遺伝資源の総合的維持管理および提供	情報・システム研究機構
	1/2/3	線虫	線虫欠失変異体の収集・保存・提供	東京女子医科大学
	1/2/3	カイコ	カイコバイオリソースの収集・高品質化と効率的保存・供給体制の整備	九州大学
	1/2/3	メダカ	メダカ先導的バイオリソース拠点形成	自然科学研究機構
	1/2/3	ゼブラフィッシュ	ゼブラフィッシュの収集・保存および提供	理化学研究所
	1/2/3	ニホンザル	ライフサイエンス研究用ニホンザルの飼育・繁殖・供給	自然科学研究機構
	3	ニワトリ・ウズラ	ニワトリ・ウズラリソースの収集・保存・提供	名古屋大学
	2/3	カタユウレイボヤ	カタユウレイボヤリソースの拡充整備	筑波大学
	3	ゾウリムシ	ゾウリムシリソースの収集・保存・提供	山口大学
1/2/3	ネッタイツメガエル	ネッタイツメガエルの近交化・標準系統の樹立・提供	広島大学	
植物	1/2/3	シロイヌナズナ	シロイヌナズナ/植物培養細胞・遺伝子	*理化学研究所
	1/2/3	イネ	イネ属の多様性を生かすリソース基盤の構築	情報・システム研究機構
	1/2/3	コムギ	高度の情報と信頼性を具備したコムギ遺伝資源の整備	京都大学

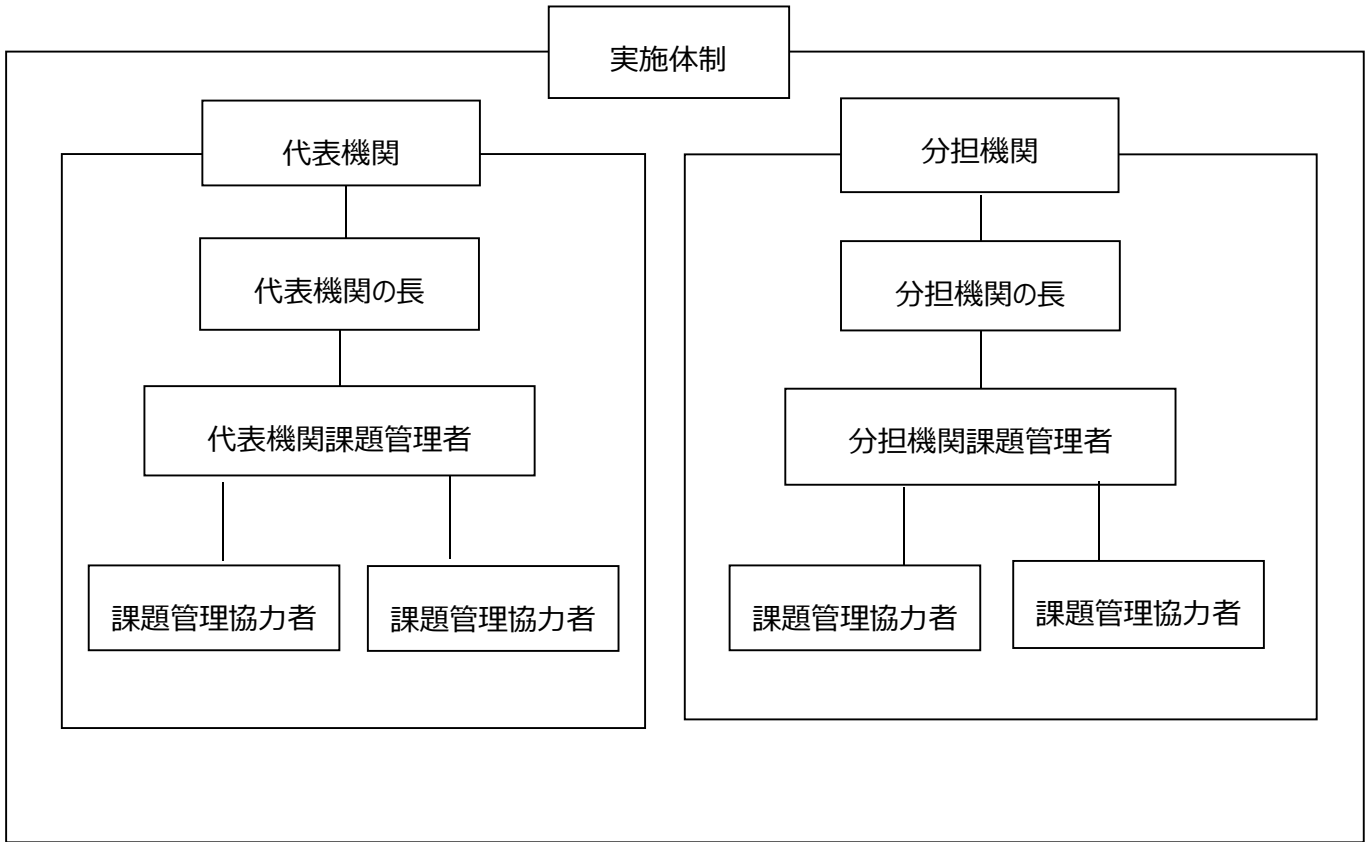
(参考資料)

	1/2/3	オオムギ	オオムギリソースの収集・保存・提供	岡山大学
植物	1/2/3	藻類	藻類リソースの収集・保存・提供	国立環境研究所
	1/2/3	広義キク属	広義キク属リソースの収集・保存・提供	広島大学
	1/2/3	アサガオ	アサガオ遺伝子資源の収集・保存・提供および付加情報の高度化	九州大学
	1/2/3	ミヤコグサ・ダイズ	ミヤコグサ・ダイズリソースの国際的拠点整備 -収集・保存・提供-	宮崎大学
	2/3	トマト	トマトバイオリソース中核拠点整備	筑波大学
微生物	2/3	細胞性粘菌	細胞性粘菌リソースの安定提供と発展	筑波大学
	1/2/3	病原微生物	病原微生物の収集・保存・提供体制の整備	千葉大学
	2/3	一般微生物	環境と健康の研究に資する一般微生物のバイオリソース整備事業	*理化学研究所
	1/2/3	原核生物 (大腸菌・枯草菌)	モデル原核生物(大腸菌・枯草菌)遺伝資源の整備と活用	情報・システム研究機構
	1/2/3	酵母	酵母遺伝資源の戦略的収集、保存および提供	大阪市立大学
細胞等	1/2/3	遺伝子材料	遺伝子材料の収集・保存・整備・提供	*理化学研究所
	1/2/3	ヒト・動物細胞	ヒト及び動物細胞のリソース事業	*理化学研究所
	3	研究用ヒトさい帯血幹細胞	研究用ヒト臍帯血幹細胞の収集・保存・提供	東京大学

*理化学研究所BRC運営費交付金による

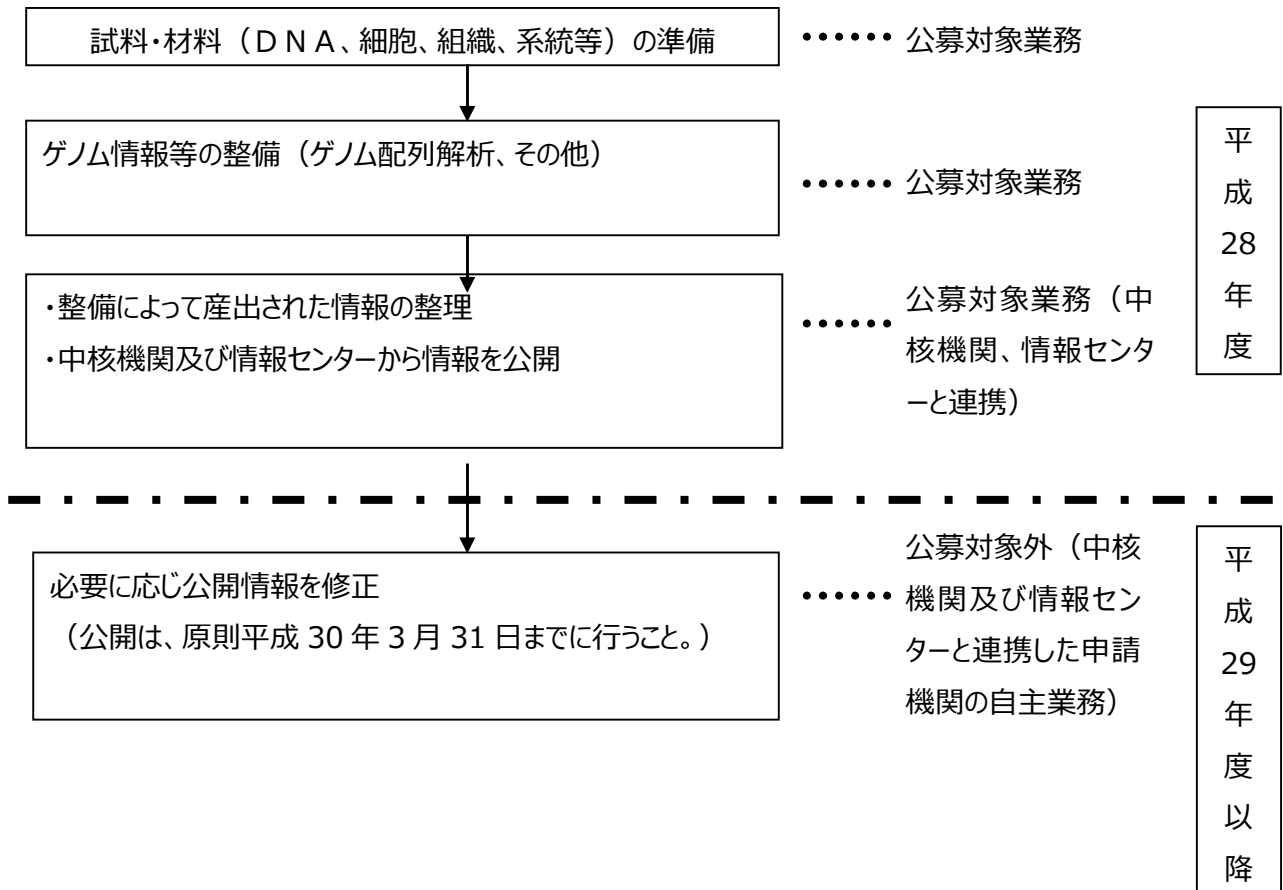
(参考資料)

参考資料2 プログラムの実施体制イメージ図



(参考資料)

参考資料3 ゲノム情報等整備プログラム 業務の流れ





国立研究開発法人 **日本医療研究開発機構**

バイオバンク事業部 基盤研究課

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-7-1 読売新聞ビル 21F

Tel 03-6870-2228 Fax 03-6870-2246

H28.6